

行政常任委員会

令和元年5月21日（火）

午前10時00分開 会

○南委員長 おはようございます。昨日に続き、御苦労さんでございました。

まず、委員会の始まる前に、総務課長のほうからきょうの防災状況について説明を求めたいと思います。

村田委員は、後刻出席の連絡をいただいております。

○下村総務課長 それでは、昨夜来の大雨警報発令に伴う活動記録について、防災危機管理室のほうから報告させていただきます。

本日、1時17分、気象庁より大雨警報が発令され、災害対策本部を設置しました。夜中ということで防災行政無線による放送はいたしませんでした。また、職員についても自宅待機という指示でございました。

道路規制の内容につきましては、4時5分に行野・九鬼間、4時40分に国道42号線南浦・熊野市飛鳥町大又間、5時30分、国道311号九鬼・名柄間、6時賀田港中山線、同じく6時に三木里・梶賀間が雨量規制により通行どめとなりました。

9時26分に警報が解除され、注意報になりました。

道路のほうも、9時20分、9時30分にそれぞれ通行が可能となり、ふれあいバスについても、12時56分の尾鷲駅発から運行をさせていただくものとなっております。

以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまより行政常任委員会を開催させていただきます。

本日開催させていただく委員会の議題につきましては、請願、陳情についてであり、この件につきましては、ことしの2月8日の議会運営委員会で基本条例の検証の際に私のほうから基本条例の24条の請願、陳情という取り扱いについてということで、我々議員、議会としても、請願、陳情の採択についてはもっと議会の議決責任を持つのではないかとということで、今日の初めての請願、陳情の検証の場を設けさせていただきました。

本来ですと、請願、陳情につきましては、1期ごとの清算という言葉が適当じゃ

ないですけれども、もし複数課の請願、陳情が出された場合には、改選前ぐらいには一度検証して、改めてその陳情、請願者のほうに方向性を再度文書にて報告するのも議会の一つのこれからの役割じゃないかなというような私は考え方を持っておりますので、できたら、そのような請願、陳情についての議会としての対応はすべきじゃないのかと思っております。そういった意味で、きょう、10年間さかのぼってということで、事務局の職員の方にはいろんな古い資料も書庫から取り出していただいて、きょうのタブレットのほうへ入ってみえると思うんですけれども、特に請願につきましては、各省庁やとか県のほうへ上げる意見書が多いということで議会の専権事項ではないんですけれども、そういった意味では、きょうは総務課長と政策課長に議会関連ということで入っていただいて、議会の議決は当然のことなんですけれども、執行部としてのその後の取り扱いやとか今の現状についての説明を簡単に御報告を求めていただきたいということで出席を賜りましたので、御理解を賜りたいと思います。

それでは、初めに……。

○小川委員 請願のことでということなんですけれども、自治法の125条、それと、尾鷲の会議規則の143条のほうには、請願を採択して執行部に送付したときに、あと、議長名で経過内容を請求することができるとなっておりますけれども、今までそれは請求してこなかったんでしょうか。

○南委員長 その件は、局長、どうですか。

○高芝議会事務局長 説明させていただきます。

今、小川委員さんから御指摘ありましたように、法の解釈では、その後の状況について報告を求めることができるようになっております。

ただ、事務局といたしましては、従前から、今、小川委員さんが言っていたような請求は、関係省庁には行っておらない状況であります。

○南委員長 そういった意味では、いろんな文書等を読みますと、その後の取り扱いについて再度請求するのも議会としての、議長としての役割じゃないかというようなこともいろんな中でうたわれておるのも事実でございますので、今後のそういった取り扱いについては、議長のほうとも相談をしていきたいと思っております。

○村田委員 今の小川さんの発言ですが、確かに、私も議長を経験しておりますので、いろいろな場合に、その都度いろいろなパターンがありますけれども、一応陳情なんかを採択をすると、担当に向けて議長のほうから指示をして、何とか早くしていただきたいということをやったり、請願等につきましては、東京にわざわざ

出張ということでないんですけれども、全国市議会、議長会とかそういったときに、ついでじゃなくて、そういったときを利用して担当の省庁にお願いに行くということも多々ありましたけれども、きちっとそれを、陳情も請願も受けたから、これで採択になったから絶対にいくんだということはやっていないように思いますね。

○南委員長　　そうですね。

○小川委員　　陳情についても同様とみなすというようなことが自治法の中に載っておりますけれども、議会としても、執行部に対して報告を上げてこいということ、今まで言ってこなかったように思うんですけど、それは議会の怠慢と言われても仕方ないように思うんですけど、その点、いかがでしょうか。

○南委員長　　その点については、自分自身も踏まえて、議員経験が長いということ。

口頭では、たまに執行部のほうにはお話ししておりましたけれども、議会等で委員会とか僕自身、余り大きな声で取り扱っていないのは事実でございました。その点は反省しております。

○三鬼（和）委員　　具体的に報告という、御意見というか、地方自治法に基づいたということなんですけど、ただし、請願であれ陳情であれ、結果が出ておることであるとか市に対して出したことについては、議会がその都度そのことによって行動したりということ、それがどうなったかということは確認ができて、陳情者であるとか請願者にはそのように伝えたりたということをしていますもので、それはそういったことでクリアしておるんですけど、国へ大きな制度というのか、憲法が変わるというやつについては、二度三度目の追求というのかそういったことは確かならなかったにしても、したことについては、どういう結果が出たというのは、議長を通じて把握は全然していないということはないので、それを報告と言えるか執行部にきちっと答えよと言うかというのは別ですけど、そういった結果把握については、議会としてはしてきたように記憶しております。

○小川委員　　今、三鬼委員さん、そうやって言われますけれども、例えば三木浦のコミュニティの場合、陳情がありましたよね。採択して、その結果どうなったかというのを議会で報告もなかったように思うんですけど。

○南委員長　　2回ありました、陳情ね。

○小川委員　　結果とか議会で報告。議長さんは聞いたのかわからんけど、議会の報告はなかったですよ。

○三鬼（和）委員　　議会全体に対してということについてはあれなんですけど、

紹介議員であるとか関係、小川委員だったら梶賀とか輪内のことだって関係しておると、それなりに担当課で聞いたりとかそういった形はしていますけど、具体的に会議の中で市長サイドから、これは今どうだからこうだからなんてことは、一般質問であるとか質疑の中ではその都度の答弁は聞いておりますけど、時間がたつての答弁というのか、それは確かに指摘は1個あるかなとは思いますが。

○小川委員 今後のことなんですけれども、今後、陳情とか受けた場合に、経過報告とかも受けて、議会でも説明していただくようお願いいたします。

○南委員長 きょうの請願、陳情の10年間の、過去10年間のおさらいじやなしに取り扱いについての、きょう委員会を持たせていただいたんですけれども、冒頭、各委員さんが、熱心に前向きにこれから取り組んでいかなければいけないということ若干議論されたということで、もう大変結構なことだと思いますので、こういった意味での議会討論も僕は必要じゃないのかなというような思いがしております。

それでは、過去10年間の請願の取り扱いについて、議会事務局長のほうから説明を求めたいと思います。

○高芝議会事務局長 それでは、お手元の請願一覧に基づきまして説明させていただきます。

ただいま通知のほうをさせていただきます。済みません。

ごらんいただきました請願一覧表のとおり、今回取り扱うのは、平成20年以降に提出され、議会において採択された請願でございます。全部で11件ございます。

それでは、まず、請願の1番、平成20年5月26日受理の地方切捨を許さず、紀勢国道事務所の執行体制等の拡充を求める請願につきましては、請願者国土交通省全建設労働組合東海地方本部紀勢支部、平成20年6月23日付で内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、総務大臣宛てに意見書を提出しております。

次に、2番をお願いします。

「保育制度改革」の見直しを求める意見書の提出を求める請願、こちらにつきましては、請願者のほうは三重県保育協議会ほかでございまして、平成20年9月25日付で衆議院議長ほかに意見書のほうを提出させていただいております。

なお、当該請願の採択後の状況につきましては、待機児童ゼロを目指す幼児教育・保育無償化などの最近の国のほうの動向もありまして、確実に実現に向けて改革のほうは進んでいると思われまして。

次に、3番、お願いします。

自主的な共済制度を新保険業法の適用除外とする意見書を国に提出を求める請願につきましては、請願者のほうが三重県南部知的障害者生活支援協会ほか、こちらのほう、平成20年12月19日付で衆議院議長ほか意見書のほうを提出させていただいております。

次に、4番、お願いします。

「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元」を求める請願、こちらにつきましては、請願者のほうが尾鷲市PTA联合会ほかでございます、平成21年12月16日付で内閣総理大臣ほか宛てに意見書のほうを提出させていただいております。

なお、請願採択後の状況につきましては、こちらのほう、平成18年度から負担率は2分の1から3分の1へ変更となっております、現在も変更はない状況でございます。

次に、5番をお願いします。

「30人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充」を求める請願、こちらのほうにつきましては、請願者のほうが尾鷲市PTA联合会ほかでございます、平成21年12月16日付で内閣総理大臣ほか意見書のほうを提出させていただいております。

済みません、急いで申しわけないですが、次に6番をお願いします。

「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める請願につきましては、請願者及び意見書提出先などにつきましては、先ほどの請願5番と同様でございます。

なお、請願採択後の状況につきましては、平成22年に公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律、こちらのほうによりまして制度の拡充が図られました。平成26年4月から新たに所得制限のほうが設けられましたが、現在も制度のほうは存続しておる状況でございます。

次に7番、お願いします。

2010年度の年金確保に関する請願、こちらのほう、請願者につきましては全日本年金者組合牟婁支部、平成21年12月16日付で内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣宛てに意見書のほうを提出しております。

次に、8番、お願いします。

新規採石事業に対する反対を求める請願書、こちらにつきましては、請願者が大曾根漁業協同組合で、平成24年9月10日付で三重県知事宛てに意見書のほうを

提出しております。

また、採択後の本市の対応状況につきましては、知事との1対1対談等においても、国に対する採石法改正への働きかけ、罰則も含めた規制などの整備を継続して要望のほうを当時行っておりました。

次に、9番、お願いします。

手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願、こちらにつきましては、請願者が一般社団法人三重県聴覚障害者協会、平成26年7月8日付で内閣総理大臣宛てに意見書のほうを提出しております。

なお、こちらのほうの請願は、全国1,741の市区町村のほうで意見書が採択されまして、全国の自治体で手話条例など手話言語法制定の機運が高まっている状況でございます。

参考に、三重県のほうでは、平成26年に松阪市において手話条例、平成29年には名張市さんのほうにおきまして、手話その他コミュニケーション手段に関する施策の推進に関する条例などが制定されておる状況でございます。

10番、お願いします。

エネルギー施策の実現に関する請願、こちらのほう、請願者に関しましては尾鷲商工会議所さんでございまして、この請願を受けまして、平成27年3月31日に新たなエネルギー施策の実現に関する決議、こちらのほうを当市議会のほうで全会一致で可決されております。皆さん、御存じだと思っておりますが、当時発電所存続のためにオール尾鷲での取り組みのほうが求められまして、市議会といたしましても、石炭火力へのリプレースの活動要望などを当時、精力的に行っていただきました。

最後に、11番のほうをお願いします。

国土調査法に基づく尾鷲市の地籍調査事業の早期実施を求める請願、こちらのほうにつきましては、請願者のほうは三木里地区会さんのほうでございます。

本市の地籍調査事業につきましては、10年間の事業計画のほうが既に立てられておるような状況でございまして、最近の動向につきましては、国からの内示額につきましても、市からの申請額の半分程度という状況のほうが続いておるようでございます。

今年度は、曾根地区、賀田地区、天満地区などのほうで地籍調査事業のほうが進められておりまして、そちらのほうに、計画でまだ3年から4年程度かかる予定でございます。

以上、簡単ではございますが、請願に関する説明とさせていただきます。

○南委員長　　ありがとうございます。

今の過去10年間へさかのぼっての請願11件の採択の取り扱い状況を事務局長のほうから説明をしていただきましたけれども、特に、請願等の取り扱いについて、先ほど小川委員さんから、その後のことの返答は求めているのかというようなことでお話がありましたけれども、また、いろんな意見がありましたら御発言をお願いいたしたいと思います。

請願については、また後ほどでも結構でございますので、もしよかったら、あわせて、陳情のほうの取り扱いの状況について執行部の説明を求めたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか、陳情のほうへ入っていても。後で、あわせてで結構でございますので、質問のほうは。

それでは、総務課長、陳情の取り扱い状況についての説明を求めます。

○下村総務課長　　まず、1番目の紀北医療と福祉をよくする会から提出され、平成20年5月26日に受理しました後期高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情につきましては、20年12月19日に付で内閣総理大臣ほかに意見書を提出させていただいております。

2番目の、賀田区から提出されまして、平成20年10月8日に受理しました新規採石業開設の反対を求める陳情につきましても、三重県宛てに意見書を提出させていただいております。

3番目の尾鷲商工会議所、尾鷲観光物産協会、尾鷲市商店会連合会から提出され、21年3月23日に受理しました地域商品券発行に関する助成を求める陳情につきましては、平成21年4月の1号補正にて新つばき振興券事業補助金として1,300万円を予算計上し、議決されております。

4番目の尾鷲市立宮之上小学校PTAから提出され、23年5月13日に受理されました尾鷲市立宮之上小学校校舎改築についての陳情につきましては、平成26年12月に建てかえ、完成させております。

5番目の尾鷲保育園保護者会連絡協議会から提出され、23年8月25日に受理されました保育園施設の耐震整備及び防災対策についての陳情につきましては、矢浜保育園については平成28年3月に、第三保育園については平成29年3月に、第四保育園については平成30年3月に、それぞれ高台移転による建てかえが完了しております。

次に、尾鷲市立尾鷲中学校PTAから提出され、平成24年7月31日に受理されました尾鷲市立尾鷲中学校屋内運動場の床の張替え、照明器具改修工事について

の陳情につきましては、床面及び照明器具取りかえについて、当時の見積もりでは5,048万8,200円となっており財政的に困難であることから、平成26年度、平成27年度に床面の部分修繕を実施しております。

同校体育館につきましては、昭和44年建築の建物であり築55年となっており、尾鷲中学校は最後まで残る学校でもあることから、体育館の改修もしくは建築についても教育委員会のほうとも十分協議しながら進めていきたいと思っております。

次に、尾鷲漁業協同組合から提出され、平成24年8月10日に受理しました新規採石事業の中止を求める陳情につきましては、三重県、三重県議会ほかに意見書を24年9月10日付で提出しております。

8番目の尾鷲市水泳協会から提出され、平成25年12月4日に受理されました市民室内25m温水プールの建設・設置についての陳情につきましては、本要望については多くの署名があったことも踏まえ、短期的には他市町の温水プール利用補助金制度を平成26年2月より実施しております。平成30年度では、延べ1,909人、予算額としましては454万8,584円の補助を出しております。

また、尾鷲中学校の部活動については、潮南中学校温水プールの利用に係る経費を部活動後援会に補助しております。

また、尾鷲中学校プールの温水化につきましては、平成26年6月議会の委員会にて、改修工事で2億2,000万円、全面改修では4億3,000万円が必要との報告を行い、同年8月の臨時会にて財政面からの断念を報告させていただいております。

また、尾鷲市スポーツ振興計画における市民プール等の施設整備については、スポーツ振興の視点、教育上の観点、人口推移、財政状況、高速道路の開通等を総合的に勘案しながら、広域的な施設の相互利用を進めてまいりたいと考えております。

9番目の三木浦コミュニティーセンター建設についての陳情につきましては、同陳情においては、町内会所有地への建設要望でありましたが、建設費用は約9,500万円が必要と思われます。

また、三木浦小学校の休校に伴う現在における地区の要望等についても協議を続けていかなければならないと思っております。

次に、10番目の向井区から出され平成27年11月6日に受理された上水道給水区域の拡張についてにつきましては、水道事業については、一般の需要に応じて、水道水による供給をする事業でございますが、水道料金で運営され、独立採算制が基本となっておりますことから、水道施設の整備などの資本支出が需要者からまかなえ

ることが前提となっています。そのため、当該地区に仮に大規模な宅地開発があり、資本整備に係る経費を当該地区需要者で十分まかなうことができなければ、既存地区の需要者から得た料金収入に頼らざるを得ないこととなってしまふことから、将来展望の計画がない当該地区への給水区域の拡張は困難であることを当時の区長さんには説明しておるとの報告を受けております。

次に、11番目の三重県漁業協同組合連合会ほかから提出され、平成27年12月4日に受理されました新規採石事業の中止を求める陳情につきましては、三重県、三重県議会宛てに意見書を28年1月26、27日付で提出しております。

12番目の三重県漁業協同組合連合会、尾鷲漁業組合ほかから提出され、30年6月13日に受理されました矢ノ川上水道水源上流での土砂搬入計画事業の中止を求める陳情についてにつきましては、平成30年9月28日、計画の取り下げとなっております。

最後の尾鷲浄化槽協会から提出され、30年11月15日に受理、尾鷲市クリーンセンター運営の中での、尾鷲浄化槽協会の可能な限りの参加と協力に関する陳情につきましては、本年、5月15日、尾鷲浄化槽協会、クボタ環境サービス株式会社と協議し、6年間の包括管理の中で一緒にやれることを模索していくものとし、6月に第2回の協議を予定しております。

以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

陳情、13件の現状を説明していただきました。

何か御意見等のある方は御発言をお願い。

○三鬼（和）委員 先ほど11番の新規採石事業の中止を求めるというので、28年1月26日と27日に、それぞれ知事と県議会議長宛てに出しておるんですけど、これは、当市議会から村田議長名で出しておるわけで、執行部も市長名で同じように出されたんですか。議会のみだけですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○濱中委員 先ほど、冒頭に小川委員からの自治法なり会議規則なりの中で確認できることが言われましたけれども、期日というか、期間というのは、そこには明記されていないですよ。いつ、1年後に確認するとか、そういったものはしていませんよね、採択の状況。

○南委員長 ないです。条件はないです。

○濱中委員 今、ここにある分だけでも、例えば、請願でも陳情でも、性質的に

全然違いがあって、1年間で答えが出せるものなり、あと、年数がかかるものなりというがあるので、そういうふうに期間を設けるといことは難しいことなんですかね。毎年年度末には確認するとかいうことを入れてしまうのかどうかというあたり。

○南委員長 議員のある程度の申し合わせで結構ですけど、ほとんど、僕も若干今回の会議を持つに当たって、いろんなインターネット等でも調べてみておると、陳情、請願の採択基準、もう基準になるわけですね、それも。基準というのは、ほとんどの議会としてはうたっていないというのが今の僕の調べた限りでは、現状ですので、ある意味では、一步踏み込んだそういった議論もこれからの取り扱いのときに議論していくのもいいんじゃないかなというような思いがしております、そういう意味では。期限を決めるといのは、いかんせん、議会でできることは、議会内のことであれば、陳情に至っても、例えば議員定数の問題、何とかせえやとかいう問題については、ある程度の返答はできると思うんですけども、その他の執行部やとか県、国に対しては、議会としては踏み込むことはできないので、検証するのが、随時検証するというのが、一つの考え方かなと思っております。

○三鬼（和）委員 話が違うほうらしいけど、小川委員言われたことにつきましては、今回の陳情とかそんなので、もう結果が出ておることがわかっておることがあるわけじゃないですか、採石とか、とめられて。そういうことも含めまして、我々4年というのが一つの単位というのか、なので、少なからずとも、最終年度には、それまでに結果がわかったものはあれですけど、今後最終年度には、こういったこれまで出してきた陳状であるとか請願を、どうなったかという結論が出ていないことに関して、国とかが出たことは、報告をもらわなくてもわかる、何件かは国の制度になっておるとかというものはあるわけでもんで、そういうのを申し合わせするという形で、今、話の途中で腰を折ったるような話になりましたけど、そういった形も一つの考え方でいいんじゃないんですかなと思うんですけど。

○濱中委員 今言われたことになんですけども、報告会などということをしてあるわけですから、そういう任期終わりであるとか、例えば年度初めであるとかあって、どこかの区切りの中で、わざわざ説明というよりは、そこに資料の中に一文書けることもあるのかなという。見える形をおつくりするというのも情報をきちんと伝えるという方法ではあるのかなという気はしました。

○南委員長 全く思います。

今回、僕、開催させていただくに当たり、特に自分と気になった点というのは、

三木浦から出ておりますね、コミュニティーセンターというのは、平成7年にも三鬼孝之議長が区のほうと出されて、今回、だから、27年ですか、20年を経て、また再度出てきたということで、今の総務課長のほうから、三木小の問題も云々ということがございますし、僕らの確かめ、議会として採択しておった、一つ確かめなくちゃいけないというのは、今も地域の方の、地域の住民意識というのが変わっていないのかなというような、あくまでも予定地がありますよね、センターの裏に。そういったところで、どうしても望んでおるのかなということは確認すべきだと思いますし、そういった再確認は、議会としても本当に視察したり、また、議会報告会を通してなり、地域の方の意向を十分把握するというのも一つの方向だと思います。

○野田委員　陳情書ということで上がってくるわけなんですけれども、行政サイドとすれば、要はこれを実現していくのであれば、総合計画とかそういう中に、お金も要ることですから、落とし込んでいくということが一つのやり方だと思うんですよ。

その前に、陳情書がどういう町に有効性があるのかとかという部分は、それは行政側が検討する、議員間で検討するというのもあるのかもわからんけれども、そういうところを具現化していかないとだめなんです。

○南委員長　当然、野田委員さんも知っておると思うんですけれども、当然、地域からの陳情というのは、執行部に対しての、市長にも要望が出るわけですね、当然。要望の次に、議会で重たい議決をとることを求めてくるということで、結果的には執行部に以前から要請するんですけれども、なかなか財政難で難しいということで、改めて議員の力をかりて執行部に何とかせえというようなことで、僕は地域から議会のほうまで上がってくるということで認識をしておりますので、執行部と全く関係ないんじゃないしに、執行部は執行部として、議会は議会としても住民の意思を執行部のほうに伝えていくというのは議員としての役割だと思っておりますので、そういった意味で取り扱っております。

○野田委員　僕も詳しいことはわかりませんが、補助金制度の中で、これをつくるということになってくる、一つの事例ですけれども、なかなか、1億かかる金を、今の尾鷲の状態の中ではつukれない部分というのはあるじゃないですか。そしたら、国の補助金とか、そういうものを引っ張ってくるためには、どのような町、ものを地域の方が望んでいるか、そこに行政がどのようにしてサポートしていくかということを考えていかないと、なかなかこういうことは僕は具現化できない

というふうに判断しますので、そういう意見を述べさせてもらいました。

以上です。

○南委員長 当然、国の補助を、もらえる補助は抱き込んで、成就していくというのはあれなんで、三鬼課長、ちょっとあれなんですけれども、過疎計画の中でこれらの位置づけというのは、特に地域住民からのあれは、されておるのかされていないのか、もしわかっている範囲で説明を求めたいと思います。

○三鬼政策調整課長 御説明申し上げます。

平成28年からの5カ年で、尾鷲市過疎地域自立促進計画というものを立てております。その中で、先ほど総務課長から御説明がありました陳情のうち、まだ実現に至っていない4件について御説明申し上げます。

尾鷲中学校の屋内運動場の改修につきましては、これは学校の施設ですので、計画には記載は尾鷲中学校の屋内運動場としての項目はございます。ですけど、実際には個別の項目として、計画には先ほどの財政的な問題もあって、上がっておらないのが現状でございます。

2番目の温水プールにつきましては、既存の学校施設のプールの改修には触れられておるんですけど、新たな建設という枠では計画には記載はございません。

三木浦コミュニティーセンターの3番目の件ですけど、こちらはコミュニティ施設全体の整備計画は記載はございますが、三木浦コミュニティーセンターという個別の事業計画は現在ございませんのが現状でございます。

最後、上水道の件も、先ほど総務課長から御説明があったように、上水道の整備としては全体の計画でございますが、該当する向井地区については、個別計画は提示はございませんのが、以上、状況でございます。

○南委員長 以上が過疎計画の位置づけです。

○野田委員 済みません、何回も。

過疎計画はわかるんですけども、その中で4億の過疎資金が取れたとか、計画書というのはつくられている中で、その計画が、果たして地域住民が望んでいるのかということの意見交換なりというのは十分にしないと、行政側から、こういう金が取れたからやりなさいよでは、そこに生きた金というか、地域住民が本当によかったというものというのはできないと思うんですよ。その中で、尾鷲の人口がこういう減る中で、三木浦の方がどのような自分らの地域を望んでいるのかという部分を十分把握しないと、要は、失敗してしまう。だから、そこに生きた金を投入するのであれば、どのような形ということを、もっと行政が突っ込んだ話を、今後、

遅いぐらいですけれども、していくべき。どんな町にしていくのかということの計画というものを示すなり、向こうからの意見を聞くなり、そういうサポート体制ができていない限り、僕はなかなか不可能だと思っていますので、その点、いかがですか。

○三鬼政策調整課長 おっしゃられるように、基本的には、総合計画に基づいて市の政策を考えるのが私たちの仕事ですので、それらにつきましても、委員おっしゃられるように、限られた過疎の財源を活用するにしても、地域住民のこのような陳情の重要性もいろいろ相談した上で、実施計画という実現に向けた計画にどの時期に乗せていくのかというのは毎年精査をさせていただいておりますので、その中で必要に応じて陳情団体とも話し合いはしていくべきだと考えております。

○野田委員 最後によろしいですか。

こういう補助金というか、地域何々事業らというのは、国のあの施策を見ている中で、1カ月ぐらいの間に、そういう補助金事業がありますよという形で出てくるわけですね。それで、2分の1は国が持つ、あと、2分の1は市町村が持つというような形になってくると、今の尾鷲にとって財政的にどうかというものは別として、過疎債だけではなかなか実行し切れない部分があるから、別の角度から切り口を見つけて、尾鷲の町、その地域をどうしていくかということを考えていかないと限界があると思うんですよ、考え方に。そういうことを今後、私自身も確認したいと思いますし、要望として入れておきたいと思います。

以上です。

○仲委員 ちょっと議論がずれてきているものであれなんですけど、きょうは陳情請願について検証するというところで、実は、これ以上の検証のしようがないと思うので、既に採択されていますもので。

○南委員長 そうです。

○仲委員 いろんな方の意見があるんですけど、検証というよりも、1年ごとでもいいんですけど、任期の4年ごとでもいいんですけど、その採択されたことについて結果がどうなったかと、それが情報共有できればそれでいいんじゃないんですか。

○南委員長 大切なことです、それは。

○仲委員 そこら辺をきっちりと決めんと、毎年検証しておっても、言うたら、予算的なものもあります、予算の執行権はあれですけど、提案者はあれなんですけど、そこら辺も取り違えらとおかしなことになると思いますもので、よろしくお願いま

す。

○南委員長 当然、請願、陳情の趣旨を了として、議会としてこうして採択しても、法令、予算、または技術的な面で実現できないものもあると思うんですね。そういった意味では、請願の多くは議会全体で処理できないという問題がほとんどでございまして、採択はするものの議会としてそのものを保障することができないというのが、今の請願、陳情の議会としての対応だと思います。

しかし、我々も市民の代表ということで、請願、陳情については、相当採択に当たっては、皆さん、ここが重要視されると思いますので、そういった思いも込めて、1期ごとぐらいが、検証するのが僕は今後はいいいんじゃないかなというような、もうまさに仲さんと同じ考え方を持っております。

ただ、僕、今回のことで思ったのは、一つの常任委員会で集約されたということで、全ての請願、陳情が行政常任委員会を一本でこういった検証できるということは、ある意味では利点の大きな一つじゃないかなというようなことも痛感したんですけどね。普通では、もう分けてせんらんようなことがありますので、そういった意味では、一本化の僕は一つのメリットかなという考えをきょう思いました、ぱっと。

○三鬼（和）委員 あと1点、今回、国へ、特に国へ意見書なんかが出ておるときに、もう制度化になっておることがあっても、出した請願とか紹介になった議員はわかっておっても、議会全体がまだそれが伝わっていないとか温度差があるということがありますもので、随時国へ意見書を出したとか、それが法律になったとか、それがなった時点で全議員に、事務局も大変だとは思いますが、チェックせんらんところがあって、それが示すということと、もう一つは、市民目線というか、我々、こういう議会に対して陳情とかそういうのがあったということ、これは一番認識するということ、市民目線ですもので、まさしく仲委員とか濱中委員も言っていましたように、どこかで、改選になってもそのままにしておかずに、報告を求める義務というのもあったかわからんですけど、一応、申し合せの中で、4年のうちの1回か2回なりは確認するというんですか、これを委員会で持っていただいたらいいんじゃないかなと思うんですけど。

○南委員長 他にございませんか。

○奥田委員 1点だけ。執行部にお願いなんですけど、ちょっと論点がずれるかもしれませんが、12番の矢ノ川上水道水源上流での土砂搬入計画、ストックヤード整備事業中止を強く求める陳情について、去年6月13日に受理されて6月2

1日に議会として採択しておるんですけど、それで、先ほどの説明では、9月の28日ですか。26日ですか。

○南委員長 28日。

○奥田委員 28日、もう業者側が取り下げたということで、そういう意味ではよかったですねということなんですけど、ただ、土砂搬入ストックヤード整備、クチスポのほうの坂下隧道のほう、あれが8月の末ぐらいに申請されて、9月上旬かな、県のほうに上げて、県のほうから許可が出ておるんですね。ですから、その辺のところ、今、本当に紀北町、この前も濁水が出たとか大騒ぎしていましたが、私も紀北町の方々に、尾鷲市の水源は助かりましたよ。助かったというか、防げたけれども、あつちは紀北町の水源地です、そういう意味では、尾鷲市民の一人として迷惑をかけています、ちょっとじゃなくて、かなり迷惑をかけていますねということで何回も僕は謝罪しているんですけど、こういうふうな陳情が出たとき、出ているのもかかわらずに、8月の末にあそこの計画申請が出て、9月上旬にもう許可を出しているわけですよ。だから、それが水道水源の上流、求める陳情ということは、尾鷲には関係ないけれども、紀北町の水源地にはかかわることなんですよ。ですから、陳情の意味合いというものをもっと深く認識してほしいと思うんですよ、陳情の意味合いを。すぐもう尾鷲市に関係なけりゃ、別に水源、紀北町の水源地ならどうでもいいやみたいな、とれないことないじゃないですか、結果的に見るとね。尾鷲の水源地は助かったけれども、紀北町の水源地には迷惑をかけておるといふ流れになっておるもので、もうちょっとこういう陳情が出ているということに対しての、意味、意味合いを、総務課長に言うても申しわけないかもしれないけれども、担当は農林のほうかな、あれだけでも、すぐ出しちゃったんです、8月出て、9月に。その辺のところ、僕は、前回の一般質問でも申し上げたけど、尾鷲市の責任、重いですよ。だから、その辺のところ、陳情の一つ一つの意味合いというものを深くもうちょっと追求してほしいなということだけ申し上げておきたい。お願いします。ちょっと論点がずれたかもしれませんが。

○南委員長 奥田さんの関連しての意味というのは十分理解をして認識したいと思いますが、ただ、尾鷲市の土砂条例、恐らく12月議会あたりで何か提出されるような方向性でございますので、また追ってそのときに議論の場があるかと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　じゃ、ないようですので、請願、陳情の取り扱いについては、一応1期ごとの清算ではないんですけれども、事と時によっては、いろんな大事な問題は地域住民に随時お知らせするという形のもとで、できたら1期ごとに取り扱いの方向性を改めて検証するということがいきたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

これで行政常任委員会を終わります。ありがとうございました。御苦労さんです。

(午前10時47分 閉会)